

# これから長門市民になれる皆様へ

転入に伴い、色々な手続が必要となります。主な手続を列記しましたので、**世帯全員の個人番号カード(パスワード必要)** を持参のうえ該当する手続を行ってください。

対象となる方	手続き方法	担当課係名 (電話番号)	
印鑑登録をする方	登録印・顔写真付の公的機関発行の身分証明書等を持参してください。お持ちでない方は、お問い合わせください。	総合窓口課 窓口サービス班 (23-1226)	
個人番号カード	転入届をしてから90日以内に継続利用の手続きをすることで、引き続き個人番号カードを利用することが出来ます。 <b>★パスワード必要</b> ※転出予定日から30日を経過、又は転入をした日から14日を経過して転入届をした場合は、個人番号カードは廃止されます。 転入後、個人番号カードに新住所を表書します。 個人番号カードを紛失された方は、再交付申請を行うことが出来ますが、即日交付はできません。		
個人番号通知カード	通知カードは、 <b>令和2年5月25日から廃止</b> となりました。 今後は、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなりますので、必要な場合はマイナンバー入りの住民票等又はマイナンバーカードを請求(申請)して頂くこととなります。 出生、国外からの転入等により新規付番された方には、「個人番号通知書」が発行されず(マイナンバー証明書類としては不可)。		
住民基本台帳カード	転入届をしてから90日以内に継続利用の手続きをすることで、引き続き住基カードを利用することができます。 <b>★パスワード必要</b> 継続利用をされる方は、住基カードに新住所を裏書します。(平成27年12月で発行を終了しますが有効期限まで使用することができます。)		
電子証明	電子証明書は、住所変更により失効します。必要に応じて再度申請をしてください。平成28年1月以降の更新・新規申請は個人番号カードで行います。		
国民年金の加入者	1号被保険者(任意加入被保険者)の方は、年金手帳を持参して、転入手続きをしてください。 3号被保険者(サラリーマンの妻など)は、転入の手続きは必要ありません(お勤め先へ住所変更届出をしてください)。 国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更届出は原則不要です(届出が必要な方もおられます。)		戸籍・住民記録班 年金担当 (23-1128)
国民健康保険の加入者 (前住所地で国保加入の方を含む)	国保加入の方および、前住所地で国保加入の方は担当窓口までお越しください。		保険管理班 (23-1130) (23-1143)
後期高齢者医療の被保険者	県外から転入される方は、前住所地で発行された負担区分等証明書を持参してください。		
妊娠中・乳幼児(就学前)の保護者の方	妊婦健診・乳幼児健診の検診票をお渡しします。予防接種・各種教室のご案内もします。母子健康手帳をご持参ください。		健康増進課 (長門市保健センター)
職場健診・国保人間ドック・治療などを受けていない方	基本健康診査、がん検診の申込案内をします。		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害福祉サービス及び自立支援医療受給者証の所持者	各種手帳・受給者証又は、障害支援区分認定証を持参してください。	地域福祉課 障害者支援班 (23-1243)	
福祉医療の受給者 (重度心身障害者)	前住所地で発行された受給者証のコピー又は前年の所得課税証明書を持参してください。		
介護サービスを受給中の方	「受給資格証明書」を添えて要介護認定申請手続をしてください。後日「介護保険被保険者証」を係より送付します。	高齢福祉課 介護支援班 (23-1158)	

裏面もご覧ください

児童手当等の受給者	転入日から15日以内に手続きをしてください。	
(特別)児童扶養手当の受給者	前住所地の(特別)児童扶養手当証書を持参のうえ住所変更の手続きを担当窓口で行ってください。	子育て支援課 (23-1156)
福祉医療の受給者 (重度心身障害者を除く)	前住所地で発行された受給者証のコピー又は前年の所得課税証明書を持参してください。	
市内に固定資産をお持ちの方	資産の名義人の氏名と、以前にお住まいの住所、転入先の住所を固定資産税係へご連絡ください。	税務課固定資産税班 (23-1125)
水道・下水道を使用する方	水道・下水道の開始手続きを行ってください。  井戸水を使用する場合、世帯人数による認定水量により下水道使用料を決めていますので、手続きを行ってください。	上下水道局 (23-1169) (23-1190)
ケーブルテレビへの加入希望者	市内のケーブルテレビ指定工事店へお申し出ください。詳細は担当窓口で説明します。	ケーブルテレビ 放送センター (23-1541)
小中学校の児童・生徒	転入手続の際窓口で申出ください。 その後転入される学校で手続きをしてください。	教育委員会学校教育課 (23-1263)
市営住宅へ入居(同居)する方	入居(同居)手続きを担当窓口で行ってください。	建築住宅課住宅班 (23-1186)
犬を飼われている方	登録手続きを担当窓口で行ってください。 前住所地で交付された鑑札をご持参ください。	生活環境課 環境衛生班 (23-1134)

※注意 印鑑(みとめ印)を必ず持参してください。

## お願い

このたび異動されたことにより、あなたのご家族に市の広報やお知らせなどが配布・回覧されることとなります。お忙しいところ恐縮でございますが、自治会長さんにご連絡くださいますようお願いいたします。

連絡は、電話やメモ(留守のときなど)等でも結構ですので、よろしくお願いいたします。  
(なお、転出等の際も、あわせてお願いいたします)

行政区 (自治会名)	自治会長氏名	自治会長の連絡先

ご質問があれば、お電話でお問い合わせください。

長門市役所 本庁(代) 0837-22-2111